定　　款

第１章　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社　ビーエイブル　と称する。

２　英文では、beABLE　CO.，LTD.　と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．　発電プラント機器のオペレーション及びメンテナンス

２．　発電プラント用の機材、資材の販売

３．　塗装工事業、管工事業、電気工事業、とび・土工工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業、ほ装工事業、土木工事業、建築一式工事業、鋼構造物工事業、熱絶縁工事業、消防設備工事業、解体工事業、板金工事業

４．　貨物自動車運送事業及び自動車運送取扱事業

５．　貨物利用運送事業

６．　労働者派遣事業

７．　産業廃棄物収集運搬業

８．　風力発電・太陽光発電システム等の再生可能エネルギーに関する調査・研究・開発・設計・施工及び販売・管理に関する事業

９．　発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業

１０．小売電気事業

１１．林業

１２．介護保険法に基づく通所介護事業及び地域密着型通所介護事業

１３．介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業としての通所型サービス事業

１４．介護保険法に基づく居宅介護支援事業

１５．介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業

１６．介護保険法及び医療保険各法に基づく訪問看護事業

１７．精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく訪問看護事業

１８．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく訪問看護事業

１９．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

２０．児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

２１．健康器具の販売・管理事業

２２．飲食店業
２３．農業
２４．ホテル・旅館の経営
２５．ロボットの開発及び製造に関する事業
２６．上記各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を　福島県双葉郡大熊町　　に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１） 取締役会
（２） 監査役
（３） 監査役会
（４） 会計監査人

（公告の方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式の総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、40,000,000 株とする。

（自己株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利

を行使することができない。

（1） 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

（2） 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

（3） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章　株主総会

（基準日）

第 12 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。

（招集）

第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎年 10 月にこれを招集する。

2　前項のほか、必要がある場合には、臨時株主総会を招集する。

（招集権者及び議長）

第 14 条　株主総会は、代表取締役が招集し、その議長となる。

2　代表取締役に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

（電子提供措置等）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 18 条　当会社の取締役は、8 名以内とする。

（取締役の選任の方法）

第 19 条　取締役は、株主総会において選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 20 条　取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2　取締役会は、その決議により取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じて取締

役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2　代表取締役に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2　取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の省略）

第 24 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第 25 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 26 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役との責任免除）

第 27 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、会社法 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 28 条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任の方法）

第 29 条　監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 30 条　監査役の任期は、選任後４年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第 31 条　監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 32 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規則）

第 33 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会規則による。

（監査役の報酬等）

第 34 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役との責任限定契約）

第 35 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 36 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 37 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 38 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章　計　　算

（事業年度）

第 39 条　当会社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 40 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第 41 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。

2　当会社の中間配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。

3　前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 42 条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

2026 年 10 月 29 日変更